

鮫川村農家民宿開業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本村は、農村都市交流事業の推進並びに地域コミュニティの活性化及び農業の複合経営を推進するため、農家民宿を開業する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鮫川村補助金等の交付等に関する規則（昭和60年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「農家民宿」とは、農林水産業者等が旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する旅館業の営業許可を取得する宿泊施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、村内で農林水産業を営んでいる者又はその者の2以上が組織する団体とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有し、村内において農家民宿を開業する者
- (2) 村の推進するグリーン・ツーリズム事業に積極的に参加できる者
- (3) 村税を滞納していない者（個人にあってはその世帯員、団体にあってはその構成員を含む。）
- (4) 国、県又は財団等から同一事業に対する助成を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う旅館業法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する旅館業の営業許可及び飲食店の営業許可取得に必要な許認可申請費用とする。

(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、事業に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鮫川村農家民宿開業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 旅館業営業許可書の写し
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 村長は、前条の申請書を受理したときは、必要な事項を審査し、補助金の交付の可否を決定し、鮫川村農家民宿開業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、鮫川村農家民宿開業費補助金交付請求書（様式第3号）によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

鮫川村農家民宿開業費補助金交付申請書

年 月 日

鮫川村長 様

申請者 住 所
氏 名

鮫川村農家民宿開業費補助金の交付を受けたいので、鮫川村農家民宿開業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 旅館業営業許可書の写し
- (2) 飲食店営業許可書の写し

様式第2号（第7条関係）

鮫川村農家民宿開業費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

鮫川村長

年 月 日付けで申請のあった、鮫川村農家民宿開業費補助金について、次のとおり交付（不交付）することに決定したので、鮫川村農家民宿開業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 不交付の理由

様式第3号（第8条関係）

鮫川村農家民宿開業費補助金交付請求書

年 月 日

鮫川村長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました鮫川村農家民宿開業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額		円
補助金 振込口座	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義人	